

「加古川市空き家バンク」登録のご案内

加古川市では、市内の空き家を広く情報発信し、その流通や有効活用を促進することにより、空き家の抑制と定住の促進を図ることを目的として、「空き家バンク」を設けています。

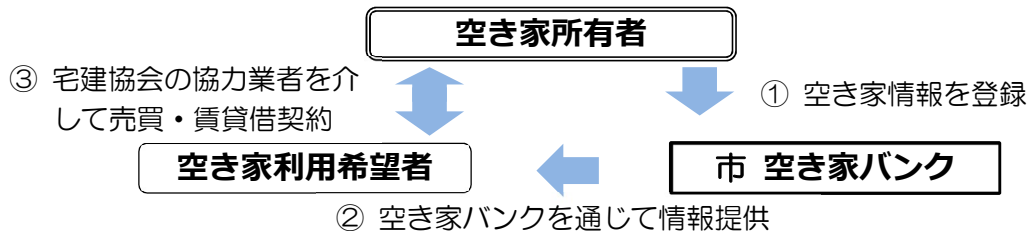
空き家バンクとは

- ◆ 空き家の売却や賃貸を希望する所有者が、市に空き家情報を登録し、市のホームページ等を通じて、空き家の購入や賃借の希望者へ空き家情報を提供する制度です。
- ◆ 登録は、媒介契約（専属専任媒介契約、専任媒介契約、一般媒介契約）を締結していない空き家に限ります。**ただし、令和6年4月から、市街化調整区域については、宅地建物取引業協会の協力業者との契約に限り、契約を締結していても登録可能です。**
- ◆ 売買、賃貸借などの手続きについては宅建協会の協力業者をご紹介します（市と宅建協会が協定を締結しています）。

※協力業者については、加古川市住宅政策課にお問い合わせください。

- ◆ 空き家バンクの情報は、市ホームページのほか、市の窓口、全国版空き家バンク※で情報発信します。

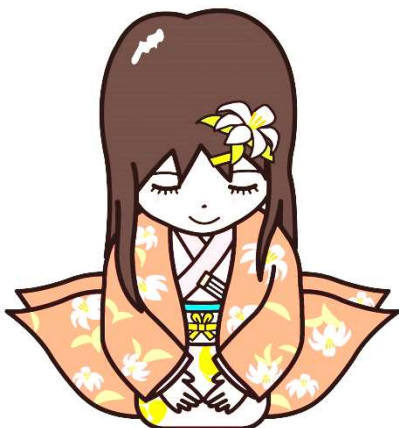
※ 全国版空き家バンク … 国から委託を受けた LIFULL HOME'S、アットホームの2社が、全国の自治体の空き家バンク情報を一括して検索できるよう開設したサイト



空き家を放置すると、どんどん傷み、資産価値が目減りします。また、適正に管理できていない空き家は、周辺住民に迷惑をかけ、場合によっては損害賠償責任を負うこともあります。

このため、中古住宅として売却や貸家など積極的な利活用をご検討ください。

空き家バンクへの登録については、下記の問い合わせ先まで、お気軽にお尋ねください！



空き家バンクをよろしくお願いします。

【お問合せ】

加古川市 住宅政策課 住宅政策係

電話 079-427-9327

（平日 8:30~17:15 昼休みを除く）

ホームページ [加古川 空き家バンク](#)

検索 

「加古川市空き家バンク」に登録するための必要書類

登録申込には、下記の書類等を提出してください。

① **空き家バンク登録申込書（様式第1号）**

- ・必要事項を記入ください。

② **誓約書（様式第1号別紙）**

- ・誓約書に記載している事項を確認のうえ、署名してください。

③ **空き家バンク登録カード（様式第2号）**

- ・全項目について、申込者のわかる範囲で記入してください。
- ・希望価格は必ず記入してください。わからない場合は「応相談」で結構です。
- ・配置図、間取図は、建築確認申請書図面写しを添付いただいても結構です。
- ・わからない項目や図面がなく間取図等が書けない場合は、申込時点では空欄でも結構ですが、最終的には媒介業者が調査のうえ、希望価格を含めた項目について修正、追記等をしていただきます。

④ **現地（物件）の写真（後日でも可）**

- ・建物の外観及び内観がわかる写真を数枚程度提出してください。
- ・利用（購入）希望者が興味を持つ情報ですので、多めにお願いします。
- ・提出された写真の全部又は一部をホームページに掲載します。

⑤ **空き家の所有者であることがわかる書類**

- ・土地、建物の登記簿謄本写しを提出してください。最新でなくても可。
- ・公図、地籍測量図等があれば、写しを提出してください。

《お問い合わせ先》

加古川市 住宅政策課 住宅政策係

電話：079-427-9327

（平日 8：30～17：15 昼休みを除く）